

# 岐阜県公報

号外(一) 平成二十四年四月二十七日

## 目次

### 監査委員告示

行政監査の結果に基づいて講じた措置 (監査委員) 一〇  
 財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置 (同) 四  
 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所等 (同) 八

## 監査委員告示

### 岐阜県監査委員告示第十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十四年四月二十七日

岐阜県監査委員 村下 貴夫  
 岐阜県監査委員 大野 泰正  
 岐阜県監査委員 鷗 飼 誠  
 岐阜県監査委員 石井 直子

行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

### 1 平成23年度行政監査(サーベ監査)

(単位:件数)

サーベ名	監査結果 A	今回措置を 講じたもの B	未措置 A	未措置 B
法令等に基づき県が実施している団体等に対する検査・監査等の実施状況について	21	8	13	
県が加入している保険契約について	3	1	2	

### 2 平成22年度行政監査(事務事業監査)

(単位:件数)

事務事業名	監査結果 A	今回措置を 講じたもの B	未措置 A B
行政財産の目的外使用に係る使用料の減免事務	1	1	0
岐阜県リサイクル認定製品認定事業	3	3	0
証明書等発行事務	1	1	0

3 平成23年度行政監査（事務事業監査）  
（単位：件数）

事務事業名	監査結果 A	今回措置を 講じたもの B	未措置 A B
岐阜県入札監視委員会の運営	1	0	1
電話設備保守点検業務	12	2	10
地域子育て創生事業	2	0	2

行政監査の結果に基づき講じた措置

1 平成23年度行政監査（テーマ監査）（平成24年2月29日監査委員告示第5号）  
法令等に基づき果が実施している団体等に対する検査・監査等の実施状況について  
21件の監査結果に対し、8件について措置を講じたとの通知を受けた。

監査対象機関	監査結果	講じた措置
観光・フロン ト振興課	第2種旅行業者等に対する立入検査について、職員1名で実施しているものがあつたことから、観光・フロント振興課において、実施要領に基づき種数の職員で実施す	岐阜県旅行業者等立入検査（通常検査）実施要領に基づいて立入検査を実施するよう、各振興局（事務所）に対し周知徹底を図つた。

課	環境生活政策課	農政課	農地整備課	林政課	建設政策課	建築指導課
環境生活政策課	県民への情報提供及び団体等への注意喚起の観点から、検査等の実施状況及び結果について、積極的に公表されたい。	県民への情報提供及び団体等への注意喚起の観点から、検査等の実施状況及び結果について、積極的に公表されたい。	県民への情報提供及び団体等への注意喚起の観点から、検査等の実施状況及び結果について、積極的に公表されたい。	県民への情報提供及び団体等への注意喚起の観点から、検査等の実施状況及び結果について、積極的に公表されたい。	県民への情報提供及び団体等への注意喚起の観点から、検査等の実施状況及び結果について、積極的に公表されたい。	県民への情報提供及び団体等への注意喚起の観点から、検査等の実施状況及び結果について、積極的に公表されたい。
農政課	県民への情報提供及び団体等への注意喚起の観点から、検査等の実施状況及び結果について、積極的に公表されたい。	当課ホームページに、平成23年度の検査の実施状況及び結果を公表した。	県民への情報提供及び団体等への注意喚起の観点から、検査等の実施状況及び結果について、積極的に公表されたい。	平成23年度森林組合の検査の実施状況及び結果について、平成24年3月30日に県ホームページにおいて公表した。	県民への情報提供及び建設業者等に対する注意喚起の観点から、検査等の実施状況等について、建設政策課のホームページ（建設業許可の広場＞建設業法の遵守）上で、平成24年3月7日から公表を開始した。	当課宅地建物取引業法ホームページにて、年間の事務所調査結果の概要について公表した。
農地整備課	県民への情報提供及び団体等への注意喚起の観点から、検査等の実施状況及び結果について、積極的に公表されたい。	当課ホームページに、平成23年度の検査の実施状況及び結果を公表した。	県民への情報提供及び団体等への注意喚起の観点から、検査等の実施状況及び結果について、積極的に公表されたい。	平成23年度森林組合の検査の実施状況及び結果について、平成24年3月30日に県ホームページにおいて公表した。	県民への情報提供及び建設業者等に対する注意喚起の観点から、検査等の実施状況等について、建設政策課のホームページ（建設業許可の広場＞建設業法の遵守）上で、平成24年3月7日から公表を開始した。	当課宅地建物取引業法ホームページにて、年間の事務所調査結果の概要について公表した。
林政課	県民への情報提供及び団体等への注意喚起の観点から、検査等の実施状況及び結果について、積極的に公表されたい。	当課ホームページに、平成23年度の検査の実施状況及び結果を公表した。	県民への情報提供及び団体等への注意喚起の観点から、検査等の実施状況及び結果について、積極的に公表されたい。	平成23年度森林組合の検査の実施状況及び結果について、平成24年3月30日に県ホームページにおいて公表した。	県民への情報提供及び建設業者等に対する注意喚起の観点から、検査等の実施状況等について、建設政策課のホームページ（建設業許可の広場＞建設業法の遵守）上で、平成24年3月7日から公表を開始した。	当課宅地建物取引業法ホームページにて、年間の事務所調査結果の概要について公表した。
建設政策課	県民への情報提供及び団体等への注意喚起の観点から、検査等の実施状況及び結果について、積極的に公表されたい。	当課ホームページに、平成23年度の検査の実施状況及び結果を公表した。	県民への情報提供及び団体等への注意喚起の観点から、検査等の実施状況及び結果について、積極的に公表されたい。	平成23年度森林組合の検査の実施状況及び結果について、平成24年3月30日に県ホームページにおいて公表した。	県民への情報提供及び建設業者等に対する注意喚起の観点から、検査等の実施状況等について、建設政策課のホームページ（建設業許可の広場＞建設業法の遵守）上で、平成24年3月7日から公表を開始した。	当課宅地建物取引業法ホームページにて、年間の事務所調査結果の概要について公表した。
建築指導課	県民への情報提供及び団体等への注意喚起の観点から、検査等の実施状況及び結果について、積極的に公表されたい。	当課ホームページに、平成23年度の検査の実施状況及び結果を公表した。	県民への情報提供及び団体等への注意喚起の観点から、検査等の実施状況及び結果について、積極的に公表されたい。	平成23年度森林組合の検査の実施状況及び結果について、平成24年3月30日に県ホームページにおいて公表した。	県民への情報提供及び建設業者等に対する注意喚起の観点から、検査等の実施状況等について、建設政策課のホームページ（建設業許可の広場＞建設業法の遵守）上で、平成24年3月7日から公表を開始した。	当課宅地建物取引業法ホームページにて、年間の事務所調査結果の概要について公表した。

況及び結果について、積極的に公表されたい。

県が加入している保険契約について  
3件の監査結果に対し、1件について措置を講じたとの通知を受けた。

監査対象機関	監査結果	講じた措置
管財課	管財課が一括契約している「任意自動車保険」に契約することが可能となる車両は、管財課で一括契約をすることができよう県全体の状況を把握し、県全体の保険料が低減されるよう努められたい。	各所属で個別に保険加入している案件について、平成24年2月1日に全庁的に照会を行った結果、管財課が一括契約している「任意自動車保険」で契約することが可能な案件が1件（1台）あったため、平成24年3月から管財課の保険に加入することとした。

2 平成22年度行政監査（事務事業監査）（平成23年2月28日監査委員告示第6号）  
行政財産の目的外使用に係る使用料の減免事務  
1件の監査結果に対し、措置を講じたとの通知を受けた。

監査対象機関	監査結果	講じた措置
管財課	使用許可期間の更新に伴う減免申請の取扱いの見直し及び減免基準の明確化について検討するとともに、関係機関への指導を徹底されたい。	行政財産使用許可期間更新申請書に「希望使用料」欄を設けて、許可期間更新の都度、減免を希望する場合はその旨を明記するように岐阜県公有財産規則を平成23年4月1日改正（同日施行）したところである。 また、平成23年3月26日付けで各部署長に対して、団体等が所有する車両の敷地等の使用許可が適正にされているか改めて確認するとともに、目的外使用許可に係る使用料の減免基準の適正な運用について留意するよう通知したところである。

岐阜県リサイクル認定製品認定事業  
3件の監査結果に対し、すべてについて措置を講じたとの通知を受けた。

監査対象機関	監査結果	講じた措置
廃棄物対策課	認定製品の大半を占める土木・建設資材の調達について、公共工事を所管する県土整備部等とこれらで以上に連携するなど県における利用推進に向けた仕組みづくりを検討されたい。	初めての試みとして、岐阜県の県土整備部、都市建設部、農政部、林政部、環境生活部、また県内市町村の土木、環境部局等を対象に、岐阜県リサイクル推進協会の協力を受け、岐阜県リサイクル認定製品の制度概要、製品紹介を行う研修会を実施し、またリサイクル製品の製造工場を見学した。
	情報提供、広報活動等については、パンフレットの内容及び配布先を見直すとともに、各種広報ツールを活用したきめ細やかな的確な情報の提供に努められたい。	パンフレットは目次の改善、製品写真の拡大等の修正を加えることにより、見やすさを大幅に改善した。配布先については従来の配布先に一律に配布するのではなく、ニーズやリサイクル製品の調達機会が多い部署、事業者、団体へ重点的に配布した。
	県の調達状況の公表について、より分かりやすい内容となるよう工夫されたい。	従来は製品の個数やボリューム等、品目により単位が異なっていたが、県土整備部と協議し、単位を「円」にすることができた。単位を統一できたことから、品目毎に売上げを比較することができ、わかりやすくなった。

証明書等発行事務  
1件の監査結果に対し、措置を講じたとの通知を受けた。

監査対象機関	監査結果	講じた措置
学校支援課	受益と負担の適正化を図るため、卒業生に対する成績証明書等の発行について、有料化を検討されたい。	卒業生、転出者及び退学者に対する卒業証明書等（卒業証明書、修了証明書、成績証明書その他の学業に関する文書）の交付手数料については、平成24年3月22日、県議会において「岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例の一

部を改正する条例」が可決され、平成24年7月1日から徴収することとした。(証明書1通につき300円)

3 平成23年度行政監査(事務事業監査)(平成24年2月29日監査委員告示第6号) 電話設備保守点検業務  
12件の監査結果に対し、2件について措置を講じたとの通知を受けた。

監査対象機関	監査結果	講じた措置
中濃振興局中濃事務所	他の発注機関と入札及び契約情報を共有するとともに、指名業者の選定、仕様書の明確化などについて検証し、入札の辞退防止に努めるとともに、競争性の確保に努められたい。	当該事業の平成24年度契約事務にあたっては、県ホームページで公開している公金支出情報及び入札執行一覧をもとに、他の発注機関の入札・契約情報を確認し、業者の選定を行った。
	複数の総合庁舎を管理する2振興局(事務所)において、業者選定理由が同じであるため同じ業者を指名しているにもかかわらず入札及び契約事務を個別に入札及び契約事務を行っていることから、振興局(事務所)単位で一括して入札及び契約を行うなど、業務の効率化及びコスト縮減について検討されたい。	一括して入札・契約を行うことにより経費節減、競争性の確保等が図れるのかを検証するため、平成24年度の契約事務にあたっては、電話設備保守点検業務のみならず、以下の業務においても事務所単位で契約するよう事務を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎管理業務</li> <li>・清掃管理業務</li> <li>・空調設備保守点検業務</li> <li>・エレベーター保守点検業務</li> </ul>

岐阜県建設部総務課(電話)十一一〇

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた面の通

知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。  
平成二十四年四月二十七日

岐阜県建設部総務課 村 上 貴 夫  
岐阜県建設部総務課 大 野 泰 正  
岐阜県建設部総務課 藤 岡 謙 子  
岐阜県建設部総務課 石 井 直 子

1 平成23年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位:件数)

指導事項	区 分	監査結果 A	今回措置を 講じたもの B	未措置	
				A	B
指導事項	出資・出捐団体	7	7	0	0
	補助金等交付団体	4	4	0	0
	指定管理者	2	2	0	0
	計	13	13	0	0
指導事項	出資・出捐団体	14	14	0	0
	補助金等交付団体	7	7	0	0
	指定管理者	3	3	0	0
	計	24	24	0	0
所管機関 指導事項	出資・出捐団体	0	0	0	0
	補助金等交付団体	4	4	0	0
	指定管理者	1	1	0	0
	計	5	5	0	0
所管機関 指導事項	出資・出捐団体	2	2	0	0
	補助金等交付団体	6	6	0	0
	指定管理者	2	2	0	0

計	出資・出捐団体	10	10	0
	補助金等交付団体	0	0	0
本課検討事項	指定管理者	1	1	0
	計	2	2	0
合 計		54	54	0

(注)

指摘事項：指摘の対象が財政的援助団体等であり、是正又は改善を求める事項のうち、

重大と認めた事項

指導事項：指摘の対象が財政的援助団体等であり、是正又は改善を求める事項

所管機関指摘事項：指摘の対象が所管機関（補助金等交付団体）にあっては補助金等支

出担当所属）である事項

所管機関指導事項：指摘の対象が所管機関（補助金等交付団体）にあっては補助金等支

出担当所属）である事項

本課検討事項：対象事務の所管機関（補助金等交付団体）にあっては補助金等支出担当

所属）に対し検討を求める事項

2 指摘事項に基づき講じた措置の概要

13件の指摘事項に対し、該当するすべての所管機関から措置を講じたとの通知を受けた。

出資・出捐団体

所管機関名	実施団体名	監査結果	講じた措置
医療整備課	地方独立行政法人 岐阜県立多治見病 院	額の確定が未実施	額の確定及び精算事務の完 了
商工政策課	財団法人岐阜県産 業経済振興センター	前年度に引き続き 財務諸表の記載が 不適正	チェック体制の強化による 適正な会計事務の徹底
		月次決算の不適正	月次決算時にすべての金融

用地課	な処理	機関について残高の照合を 行うよう徹底
		限度額を超過した 不適正な借入
岐阜県土地開発公 社	立替金私による不 適正な支出	立替金事務取扱要領の周知 徹底
公共交通課	前回到引き続き換 査者による検査事 務処理が不適正	契約規定の周知徹底及びチェッ ク体制の強化
長良川鉄道株式会 社	契約事務が不適正	契約事務におけるチェッ ク体制の強化

補助金等交付団体

所管機関名	実施団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
人づくり文 化課	学校法人岐阜済美 学院 (岐阜県私立学校 教育振興費補助金)	補助金の過大受給	補助金の返還 補助対象経費の確認等の徹 底
人づくり文 化課	学校法人渡辺学園 (岐阜県私立学校 教育振興費補助金)	補助金の過大受給	関係規程の改正 複数者による申請内容の確 認等の徹底
中濃保健所	社会福祉法人慈恵 会 (岐阜県結核予防 費補助金)	補助金の過大受給	補助金の返還 補助要件の確認等の徹底
中小企業課	瑞浪商工会議所 (岐阜県商工会 及び商工会議所補助 金)	補助金の過大受給	補助金の返還 事務処理体制の強化

指定管理者

所管機関名	実施団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
観光・プラ ント振興課	恵那市 (岐阜県恵那山高 原国民休養地)	施設の管理及び経 理が不適正	指定管理料返還の手続き 協定書の見直し 業務を委託する財団に対す る適正な執行体制の確保を 指導
健康福祉政 策課	ハヤックス・太平 ビルサービス共同 体 (岐阜県福祉・農 業会館)	施設の管理が不適 正	休館日の業務に係る承認手 続きの徹底

主な監査結果に対する講じた措置の内容は、次のとおり。

所管機関名	観光・プラント振興課
実施団体名	恵那市
施設名称	岐阜県恵那山高原国民休養地
監査結果	現地での業務について基本協定書等に定められた業務と異なっていたり、基本協定書との関係が不明確又は条例との関係が整理されないまま実務が行われていた事実が複数確認され、指定管理に関する業務及び経理が適正に行われていなかった。 市は、平成22年度の指定管理料の収入において、自ら負担すべき経費を含んだまま実績報告書を提出し、県から指定管理料を収入していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。また、指定管理業務とそれ以外の業務を区分するとともに、基本協定書及び年度協定書に基づいて不明確となっている業務等について明確にし、業務内容及び経理について整理したうえで、適正な事務処理を行われたい。
講じた措置	市が負担すべき経費として指摘のあった指定管理料については市に返還を求めるとともに、今後は基本協定書の規定に基づき事務処理を行う。 また、指定管理業務とそれ以外の業務の区分については、基本協定書、仕様書の中で整理されていると県、市双方で認識しているが、より明確に整理するため基本協定書に基づく協議事項として業務区

分を明文化するとともに、自主事業については計画書の提出など所定の手続きを県、市双方が実施した。  
併せて、市が業務を委託する財団との間で利益の帰属を明確にするよう指導した。  
また、使用料徴収事務については、宿泊施設として利用者が必要とする情報の提供はなされていると認識しているが、公金取り扱いの重要性にかんがみ、財団が市から徴収事務を委託している旨を施設内に表示するとともに、請求・領収書等に内訳書を添付して使用料を請求・領収した旨を利用者に明らかにするよう市に対し指導した。  
併せて、市が財団に委託した業務については、現行の市職員による財団への恒常的かつ総合的な企画指導や履行確認等を更に強化するとともに、施設の使用状況についてもメール等により毎日報告させるなど具体的な取り組みによる連携の強化と、執行体制の確保を指導した。

3 指導事項に基づき講じた措置の概要

24件の指導事項に対し、該当するすべての所管機関から措置を講じたとの通知を受けた。

4 所管機関指摘事項に基づき講じた措置の概要

5 件の所管機関指摘事項に対し、該当するすべての所管機関から措置を講じたとの通知を受けた。  
補助金等交付団体

所管機関名	補助金等交付団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
人づくり文 化課	学校法人岐阜済美学 院 (岐阜県私立学校教 育振興費補助金)	補助金の過大交 付	補助金返還の確認 補助対象経費の確認等を指 導 検査の徹底による適正な事 務処理
人づくり文 化課	学校法人渡辺学園 (岐阜県私立学校教 育振興費補助金)	補助金の過大交 付	補助金返還の手続き 複数者による申請内容の確 認等を指導 検査の徹底による適正な事

		務処理
中瀬保健所	社会福祉法人慈恵会 (岐阜県結核予防費補助金)	補助金の過大交付 補助要件の確認等を指導 検査の徹底による適正な事務処理
中小企業課	瑞浪商工会議所 (岐阜県商工会及び商工会議所補助金)	補助金の過大交付 事務処理体制の強化を指導 補助要綱等の周知徹底 検査の徹底による適正な事務処理

指定管理者

所管機関名	実施団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
観光・プラ ント振興課	恵那市 (岐阜県恵那山高 原国民休養地)	指導監督が不適正	指定管理料返還の手続き 協定書の見直し 業務を委託する財団に対す る適正な執行体制の確保を 指導

主な監査結果に対する講じた措置の内容は、次のとおり。

所管機関名	観光・プラント振興課
実施団体名	恵那市
施設名称	岐阜県恵那山高原国民休養地
監査結果	現地での実務について基本協定書等に定められた業務と異なっていたり、基本協定書との関係が不明確又は条例との関係が整理されないまま実務が行われていた事実が複数確認され、指定管理に関する業務及び経理が適正に行われていなかった。 県は、平成22年度の指定管理料の支出において、市が負担すべき経費を含んだまま実績報告書を提出していたにもかかわらず、適正であるとして指定管理料を支出していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正な事務処理を行われない。さらに、貸付物品について協定書の記載と現地が整合するよう整理されたい。また、指

定管理業務とそれ以外の業務を区分するとともに、関係条例及び基本協定書等に基づいて権限及び業務等を明確に整理したうえで、市に業務内容及び経理について遵守させるとともに、必要に応じて指定管理業務全般の見直しを行うなど、適正な事務の執行を行うよう万全の体制をとられたい。

講じた措置

市が負担すべき経費として指摘のあった指定管理料については市に返還を求めるとともに、今後は基本協定書の規定に基づき事務処理を行う。  
貸付物品については、基本協定書の別表2（管理物品（貸与備品等）一覧）を改定し、整合を図った。  
また、指定管理業務とそれ以外の業務の区分については、基本協定書、仕様書の中で整理されていると県、市双方で認識しているが、より明確に整理するため基本協定書に基づき協議事項として業務区分を明文化するとともに、自主事業については計画書の提出など所定の手続きを県、市双方が実施した。  
併せて、市が業務を委託する財団との間で利益の帰属を明確にするよう指導した。  
また、使用料徴収事務については、宿泊施設として利用者が必要とする情報の提供はなされていると認識しているが、公金取り扱いの重要性にかんがみ、財団が市から徴収事務を委託している旨を施設内に表示するとともに、請求・領収書等に内訳書を添付して使用料を請求・領収した旨を利用者に明らかにするよう市に対し指導した。  
併せて、市が財団に委託した業務については、現行の市職員による財団への恒常的かつ総合的な企画指導や履行確認等を更に強化するとともに、施設の使用状況についてもメール等により毎日報告させるなど具体的な取り組みによる連携の強化と、執行体制の確保を指導した。

5 所管機関指導事項に基づき講じた措置の概要  
10件の所管機関指導事項に対し、該当するすべての所管機関から措置を講じたとの通知を受けた。

6 本課検討事項に基づき講じた措置の概要  
2件の本課検討事項に対し、該当するすべての所管機関から措置を講じたとの通知を受けた。

補助金等交付団体

所管機関名	本課検討する原因となつた団体名	監査結果	講じた措置
人づくり文化課 スポーツ健康課	学校法人岐阜済美学院 岐阜県高等学校体育連盟	岐阜県私立学校教育振興費補助金及び岐阜県保健体育等振興補助金において、部活動の全国大会等の引率教員の旅費が補助対象経費に重複して申請されている事案が認められたので、両機関で連携の上、運用の適正化について検討を求めた。	関係規程の改正 情報共有による適正な事業運用

指定管理者

所管機関名	本課検討する原因となつた団体名	監査結果	講じた措置
商業流通課	財団法人岐阜産業業 会館	指定管理者である財団法人岐阜産業業会館への貸付物品について、長期間にわたって使用されていないものがあつたので、資産の有効活用について検討を求めた。	管理換えによる物品の有効活用を図る

岐阜県監査委員告示第三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定に

より、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

平成二十四年四月二十七日

- 岐阜県監査委員 村 下 貴 夫
- 岐阜県監査委員 大 野 泰 正
- 岐阜県監査委員 鷗 飼 誠 子
- 岐阜県監査委員 石 井 直 子

一 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

- 氏 名 住 所
  - 杉原 弘恭 愛知県岩倉市下本町下寺廻七番地の一 ユーハウス第二岩倉八〇一
  - 大橋 正明 愛知県名古屋市長区宝が丘一〇二番地の三
  - 浅野 寿美 愛知県名古屋市瑞穂区姫宮町二丁目一九番地の一 グラン・プリシード一〇三号室
  - 道家 秀幸 岐阜市香蘭二丁目九〇番地 BELISTA岐阜香蘭一〇四号室
  - 下村 信明 愛知県西尾市一色町生田家子東五九番地二
  - 佐藤 幸秋 愛知県名古屋市長区北区江町四丁目一五番地の五
  - 浅野 浩隆 各務原市那加太平町一丁目九番地
  - 清水 秀和 愛知県江南市赤童子町大堀二一番地
  - 森 健 愛知県名古屋市長区出来町三丁目六番三三三号 アーデン旭丘二二〇一号
  - 山崎 諒子 愛知県名古屋市長区左京山一六〇七番地
  - 保坂 憲彦 愛知県名古屋市長区守山区小幡南二丁目一四番一七号 グランコンフォート一〇一号
- 二 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務を補助できる期間  
平成二十四年四月二十七日から平成二十五年三月三十一日まで

平成二十四年四月二十七日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 一 岐阜文芸社